



令和7・8年度整備予定分建設費補助

横浜市民間保育所等老朽改築事業

募 集 要 項

本補助金は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」の内示対象となることや、各年度の予算が横浜市会において可決されることが停止条件となります。

募集期間：令和6年12月2日(月)～12月13日(金)

こども青少年局こども施設整備課

令和6年12月

目次

1	事業概要	…	1
2	整備にあたっての諸条件	…	3
3	申請方法	…	11
4	選考	…	12
5	問い合わせ先	…	13
	別紙 建設費等補助金の工事に係る補助対象外リスト（法人送付用）	…	14
	参考1 整備スケジュール	…	15
	参考2 補助制度	…	16
	関連要綱・要領等		
	(1) 横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱	…	19
	(2) 大規模改修に関するQ & A	…	32
	(3) 老朽度調査表	…	34
	(4) 設計・施工の際の留意事項	…	37
	(5) 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について	…	40
	(6) 横浜市幼保連携型認定こども園 建物・設備基準の一部緩和について	…	41
	(7) かながわ保育士・保育所支援センターの案内	…	42
	(8) 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の御案内	…	44
	(9) 時間外労働の上限規制について	…	47

《応募に際しての注意事項》

- ① 令和7・8年度の老朽改築事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。当該予算の可決が停止条件になります。
- ② 補助金交付事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金）」の内示を受けた事業が対象となります。国庫補助金の対象事業とならなかった場合は、補助金の交付ができません。補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、当該事業に申請してください（詳しくは次のページをご覧ください）。

《昨年度募集からの主な変更点》

募集を昨年度のスケジュールから約2か月前倒しにしています。

【お知らせ】 国庫補助金※事業の制度について

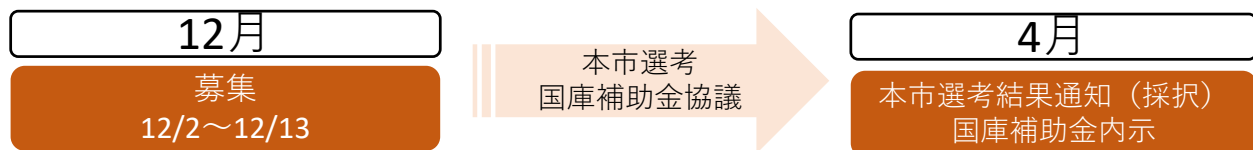
※老朽改築事業における補助金交付事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金）」により実施しています。

老朽改築事業における補助金交付事業は、国庫補助金により実施しています。

補助金交付事業として選定した園について、本市から国に補助事業として申請（協議）し、国からの内示を受けた後に事業を進めることができます。

2か年事業の場合は、毎年度本市から国へ申請（協議）を行い、年度ごとに国より内示を受けています。

【参考1】 募集から国庫補助金内示までのスケジュール



※今回の募集事業は、令和7年4月頃に国庫補助金が入示される見込みですが、国からは次年度のスケジュールが発表されていないため、内示の時期が変更になる可能性があります。

国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額が減額されることがあります。
その場合、事業完了年度等について個別に調整します。

1 国庫補助金の対象とならなかった場合

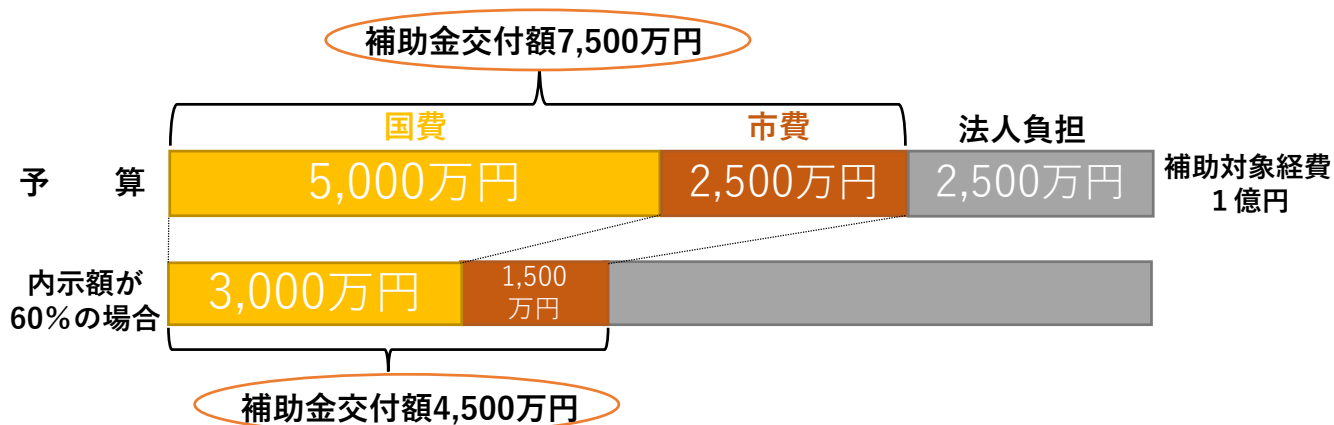
国費・市費ともに補助金の交付ができません。

2 一部のみ国庫補助金の対象となった場合

国からの内示が国庫補助金の申請（協議）額の一部のみとなった場合、市費は国庫補助金の対象となった割合分によって決まります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち60%となった場合、市費負担割合も60%となります。

補助対象経費1億円で補助率3/4（国費1/2、市費1/4）の事業の例）

※補助率は保育所部分、教育部分によって異なります



1 事業概要

(1) 事業概要について

本事業^{※1}は、老朽化が著しい認可保育所及び幼保連携型認定こども園の建替え等に対して経費の一部を補助し、園児の安全性の確保と保育環境の改善を促進します。

採択にあたっては、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものを優先します。整備の手法は、建替えの他に大規模改修^{※2}も対象となります。

また、整備による地域の保育ニーズへの対応も目的としています。定員の増減や定員構成の見直しを行い、待機児童解消を目指します。

※1 老朽民間児童福祉施設等の整備について（こ成事第431号）を準用します。

※2 大規模改修とは、既存施設の躯体に影響が及ばず内部改修に留まる整備です。（施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。）例えば、既存躯体（構造耐力上主要な部分）を活かし、それ以外の老朽化が著しい部分を改修する工事が想定されます。老朽度調査表において、非木構造の場合、構造区分の現存率0.8以上が対象になります。現存率が0.8を下回る場合も申請可能ですが、必ず躯体補修を自費で行ってください。

(2) 募集スケジュールについて

募集期間	令和6年12月2日（月）～12月13日（金）
選考結果通知	令和7年4月上旬頃

(3) 対象施設について

下表のうち、いずれかに該当するもの。

	老朽度調査	築年数
木造	老朽度 5500点以下 [*]	-
非木造	現存率 70%以下 [*]	鉄筋コンクリート造：50年 鉄骨造・ブロック造：30年 その他の構造：規定なし

※ 本募集要項 p31 木造社会福祉施設老朽度調査表、非木造社会福祉施設老朽度調査表により算定（木造の場合は両調査を実施してください。詳細はご確認ください）。一級建築士が建物の老朽度を調査するもので、自己負担で実施してください。また、老朽度調査を実施した設計事務所は、新園舎の設計はできません。対象施設が複数ある場合や、混構造施設の調査方法は別途ご確認ください。

(4) 対象事業者について

以下の条件にすべて該当する施設が本事業の対象となります。

- ア 現に社会福祉法人が運営している認可保育所、学校法人又は社会福祉法人が運営している幼保連携型認定こども園であること。
- イ 運営法人が当該施設の建物を所有していること。
- ウ 既存認可保育所又は幼保連携型認定こども園を良好な内容で運営していること。
- エ 申請を行う認可保育所又は幼保連携型認定こども園が、過去に本事業の補助金を受けていないこと（補助金対象としたい建物が複数ある場合は、同一申請による整備とすること。）。
- オ 平成27年4月1日以降に開所した幼保連携型認定こども園については、建設費等補助金又は内装整備費補助金を受けて整備した箇所を取り壊さないこと。

- カ 申請を行う認可保育所又は幼保連携型認定こども園において、過去の横浜市民間保育所等中規模改修事業に選定されていないこと。
- キ 本事業を行うにあたって、必要な資力・信用があること。
- ク 現時点での入所率が著しく低くないこと。または近年において入所率（2・3号）に著しい低下のないこと。
- ケ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

(5) 採択予定件数及び補助金の交付について

横浜市民間保育所等建設費補助金交付要綱第9条に基づき審査し、予算の範囲内で採択します。

採択された事業についても、補助金の交付には、国庫補助金において、申請（協議）が行われ、その補助対象（国の内示）となる必要があります。

国庫補助金の協議の結果、補助対象事業とならない場合や補助金の一部のみ国庫補助金の対象となる場合があります。補助事業に応募する事業者は、この点についてあらかじめ了承のうえ、保護者等への周知や、当該事業への申請をお願いします。

(国庫補助金の詳細については、「【お知らせ】国庫補助金事業の制度について」を参照してください。)

2 整備にあたっての諸条件

(1) 整備スケジュールについて

整備スケジュールは下記を厳守してください（参考1 整備スケジュール）。

工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切に設定してください。正当な理由がなく、予定の事業年度中の工事出来高が見込まれない場合は、補助金の減額、さらには補助金を交付しないことがあります。なお、この場合に生じる法人負担等については、本市からの補てん措置はありません。

ア 初年度に必ず本園舎の実施設設計審査を完了させること。

イ 初年度に補助対象工事に係る出来高を5%以上とすること。

（横浜市建築局特則仕様書に基づく）

ウ 令和9年3月31日までに、仮設園舎解体、既存建物解体、外構工事、開発・宅造許可に関わる諸手続き、検査を含むすべての事業を完了させること。

エ 令和9年4月1日までに新園舎での運営を開始すること。

(2) 緊急を要する状況の報告について

老朽度調査実施にあたり、当該施設が現行の建築基準法及び消防法等に合致しない既存不適合等で、特に利用者等の防災対策、安全性を確保のために緊急を要する状況にある場合は（以下参照）、報告書（建築基準法第12条に準拠）を添付してください。

ア 建物部分に破損崩落の恐れがある場合（構造の確認）

イ 建物内からの避難が困難で現行基準条例等に抵触する場合（所轄消防署等の確認）

ウ 給水管の全面改修を要する場合（水質検査結果等の確認）

エ その他、保育運営に支障をきたす場合（施設管理者の実状確認）

(3) 工事期間中の園舎の利用計画について

現行の保育運営に支障をきたすことがないように計画してください。

ア 仮設園舎を設置する場合、保育室面積の確保や自園調理、乳幼児用トイレの確保等、認可保育所及び幼保連携型認定こども園の基準を満たすこと（福祉のまちづくり条例の適用含む）。

（設置の例）

・園庭または近隣賃借地にプレハブ等で設置（使用後は撤去）

・近隣の建物を賃借し、保育所及び幼保連携型認定こども園用途への変更の上で利用

イ 園庭に新園舎を整備しながら既存園舎を利用する場合、避難経路や採光、防火計画等が法適合することを確認すること。

(4) 新園舎の施設定員等について

整備後の定員及び定員設定については、横浜市と協議してください。

- ア 整備後の定員及び定員構成については、申請前に必ず区局と協議してください。
- イ 原則として、保育ニーズの高いエリアでは1・2歳児を中心に受入れ枠確保にご協力をお願いします。

【留意事項】定員構成の考え方について

本市の令和6年4月1日現在の待機児童数は5人で、そのうち1歳児が4人を占めています。また、保留児童の7割以上が1、2歳児となっており、1・2歳児の保育ニーズは依然として高い状態です。一方、0歳児は育休延長制度の浸透等により定員割れが生じており、3～5歳児についても、保育所以外に利用できる保育・教育施設の選択肢が広がるため定員割れが生じています。

そのため、本市では比較的余裕のある0歳児の定員削減や保育ニーズの高い1・2歳児の定員増など、ニーズに合わせた定員構成の見直しを推進しています。

【変更例】

定員増の場合

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
旧	87人	6人	12人	15人	18人	18人	18人
新	88人	0人	17人	17人	18人	18人	18人

定員増なしの場合

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
旧	87人	0人	12人	15人	20人	20人	20人
新	86人	0人	16人	16人	18人	18人	18人

(5) 施設計画及び仕様について

- ア 「保育所整備の手引き」（最新版）、認定こども園整備の手引き（最新版）「設計・施工の際の留意事項」（資料4）を参考に計画すること。
- イ 近隣に十分配慮した計画とすること（園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策、土壌汚染対策等）。
- ウ 地域のニーズに応じ、一時保育、地域子育て支援を実施すること。
 なお、一時保育を実施していない保育所等が一時保育室整備の加算を受ける場合は、職員体制を確保したうえで、開所した年の12月までに一時保育事業を実施してください。
- エ 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とし、「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」に適合するよう努めること。
- オ 過剰な太陽光発電設備等の設置はしないこと。（設置する場合には、事前に市へご相談ください。）

太陽光発電設備の仕様（標準施工単価：約60万円/KW）

定員	太陽光パネル機器容量 (KW)	工事費計 (税抜)
80人	6	3,360千円
100人	8.2	4,980千円

カ 大規模改修の場合は、既存建物の検査済を受けていること。

キ 屋外遊戯場の面積の緩和は、原則として認められません。

定員外入所の受け入れを想定し、認可保育所については、2歳児以上で1人当たり 3.3 m²以上、(認定こども園については、この面積基準の他、学級数に応じた基準があります。)の屋外遊戯場を設けること。

ク 木材の積極的な活用を検討すること。

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対して、木材の利用の促進を幅広く呼びかけています。

・URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/mokuzai/mokuzaihoushin.html>

(ア) 木造化

施設の設置基準等を考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。

(イ) 木質化

市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。

(ウ) 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材(関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材)の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

ケ こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。

コ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例を遵守してください。なお、一部協議によって緩和を受けられる場合があります。詳細は、資料8をご確認ください。

【参考】標準的な仕様について

主な仕上げや仕様

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル(腰壁) ※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮(指はさみ、コンセント、柱等の角)
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ(オストメイト対応の水栓器具設置)の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入(2次熱交換機タイプ等)
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール(ユニットプール)が望ましい。

(6) 送迎について

- ア 送迎車両の停車スペースを確保すること。周辺の交通に配慮した計画とし、近隣からの要望があった際は保護者と協議し、車両による送迎を禁止する等の対応を検討すること。
- イ 駐車場を整備する場合は、周辺の状況を考慮し台数等を計画すること。また、福祉のまちづくり条例に基づき、車いす使用者用を1以上設けること。
- ウ 駐輪スペースを適宜設けること。また、送迎の集中する時間帯には職員を配置して指導にあたらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。

(7) 近隣・保護者対応について

老朽改築事業に伴う近隣・保護者対応は応募法人の責務です。

整備計画を円滑に進めるため、近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会・町内会・連合会等）及び在園児の保護者に説明を行って理解を得てください。（仮設園舎を別敷地に整備する場合は、仮設園舎の予定地の近隣住民に対しても同様に説明を行ってください。）

また、説明の経過を記録し、保管してください。意見や要望には誠実に対応し、近隣住民等への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告してください。

その際、要望等については、応募法人の責任において誠意を持って対応してください。苦情・紛争等についても、応募法人の責任において誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

施設所在地の各区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長、近隣住民（特に隣接する住民）等及び在園児の保護者に対し、申請前に必ず「老朽園舎の建替え等について申請を行う」旨の説明をすること。

また半径1km範囲内にある保育所等に対して、定員、運営方針等の説明を行ってください。

イ 採択後

・採択時

選定された後、速やかに近隣住民及び在園児の保護者に対し、配置計画、事業計画や運営内容等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

・工事着手前及び適宜

工事計画が確定次第、近隣住民及び在園時の保護者に工事スケジュール、施工者の連絡先、工事車両の通行、工事中の園の運営に関する対応方法等（園の活動、送迎等）について説明すること。

また、近隣公園を新たに利用する場合は、近隣住民等へ工事スケジュール等を説明すること。

なお、近隣住民及び在園児の保護者への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること（ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・設備等の配置（室外機や園庭の場所等）についても併せて周知することをお願いします）。

また、本市から指示があった場合は、戸別訪問及び説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(8) 施設整備に係る補助金制度について

補助金制度の概略は下記のとおりです。補助対象経費は「参考2 補助制度」を、補助単価は「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱（資料1）」をご覧ください。

工事種別 (国庫補助金)	補助制度名称	補助率
増築・改築 増改築 大規模修繕	【国】就学前教育・保育施設整備交付金 【市】横浜市民間保育所等建設費等補助金	補助対象経費に対して 4分の3

- ※ 単価は、今後の国単価の動向等より、変更となる（増減する）場合がありますので御留意ください。
- ※ 国庫補助の対象とならない費用は補助交付の対象外です。補助対象外の考え方については別紙をご確認ください。定員増しないにも関わらず、既存施設より著しく施設規模が大きくなる整備は、国庫補助の対象外となる場合があります。
- ※ 大規模改修と併せて増築することも可能ですが、その場合、改修箇所と増築箇所を明確に分け、増築部分については定員増（2・3号）をすることが補助の条件になります。また、国費の申請に、民間工事請負業者の3者見積もりが必要になりますのでご注意ください。
- ※ 各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求める場合があります（「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」第22条参照）。
- ※ 事業採択後から事業完了までの間に不適切な施設運営等があった場合には、事業採択の取り消しや補助金を減額する場合があります。
- ※ 事業採択後から新園舎での運営開始までの間に、不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。
- ※ 整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。
- ※ 本補助金を用いて整備を行った場合、減価償却費加算の対象外となります。対象外となる時期は、『全面的に既存園舎の使用を停止した日』を含む月からです。
- ※ 過去に本市からの補助金を用いて施設整備等を行い、本事業で取り壊し等を行う場合には経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。（財産処分）
- ※ 本事業後に補助金の対象となった箇所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行う場合には経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。（財産処分）
- ※ 保育に係る加算として、一時保育事業のために必要とする保育室を設ける場合は、壁芯面積30㎡以上の専用の部屋を確保してください。
- ※ 保育に係る加算として、地域における子育て支援のための保育室等を設ける場合は、壁芯面積40㎡以上の専用の部屋を確保してください。
- ※ 整備する施設に根抵当権が設定されている場合は、本補助の対象外となりますのでご注意ください。

(9) 設計・工事等について

- ア 設計・工事に係る審査については、設計・積算内容が補助事業の観点から適切なものであるかを判断するため、「施設整備監査の手引き」（最新版）に沿って、健康福祉局監査課等の審査・検査を受けてください。
- イ 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど、近隣・地域への影響に配慮してください。
- ウ 建物完成後、新園舎及び仮設園舎の開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。（測定対象物質は7項目（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン）とし、保育室や医務室（医務スペースのある事務室含む）、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。）
- エ 仮設園舎、新園舎ともに開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。（測定対象項目は11項目（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機物炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）とします。）
- オ 許可を要する開発行為や宅地造成が必要な場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できる事業計画としてください。
- カ 建物耐用年数より設備耐用年数は短いので、将来の設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画にしてください。
- キ 補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華やかな設計等とならないように留意してください。

(10) 第三者評価の受審について

福祉サービスの第三者評価を改築後3年以内に受審し、結果を公表してください。

保育士及び保育所等の自己評価は少なくとも1年に1回は実施し、保育所等の自己評価は必ず結果を公表してください。

また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は、速やかに改善してください。

(11) 留意事項

ア 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応してください。

イ 事業申請に添付した設計図面から事業者都合による大幅な計画変更を行うことはできません。ただし、行政指導や近隣対応による変更は止むを得ないものとしますが、事前に横浜市と協議してください。

ウ 本市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び、「契約の手引き」及び「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて入札等を行い、契約をしてください。

エ 入札にあたっては透明性等を確保するため、法人の役員等と特別の関係がある業者を選定しないでください。

オ 設計と工事監理を同一設計事務所で行う場合の委託契約については、設計業務委託（補助金交付対象外）と工事監理業務委託（補助金交付対象）を分けて、それぞれ契約してください。

なお、工事監理業務委託は実施設計を委託した設計事務所と単独随意契約が可能です。理事会開催など、社会福祉法人等の定款や会計基準に従って契約手続きを行ってください。

カ 設計者の選定は円滑に事業を履行できるように、可能な限り、横浜市の公共施設の設計や補助事業の設計実績がある方としてください。

設備設計についても、可能な限り公共建築工事（電気設備工事、機械設備工事）で、設計積算業務および工事監理業務の経験のある方としてください。

キ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件については、指名通知書や現場説明書等に明記してください。なお、支払い割合、支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成してください。

ク 入札は、建築確認済証交付後及び実施設計審査の終了後に実施してください。なお、横浜市の審査を受けた設計内訳書の工事価格が予定価格となりますのでご承知おきください。

ケ 補助金の対象とする契約は、国の補助金交付の内示を受けた後の締結が条件となります。

コ 下記の事項については「保育所整備の手引き」（令和3年8月版）を参照してください。

内容	参照先
土砂災害特別警戒区域に関する事	整備地について（「保育所整備の手引き」 p. 15）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する事（保育所の場合）	保育所の周辺環境について（「保育所整備の手引き」 p. 15）
実施設計審査および入札に関する事	工事施工業者等の選定について（入札の実施）（「保育所整備の手引き」 p. 15）
施工及びスケジュール等に関する事	工事について（「保育所整備の手引き」 p. 16）

(12) 整備にあたっての遵守事項

ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。

なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。

イ 採択後の近隣住民及び保護者対応については、法人が責任を持って対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で市に報告すること。

ウ 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。

エ 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。

オ 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。

カ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。

キ 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。

ク その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。

※上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

3 申請方法

(1) 提出方法について

- ア 原則として PDF、Excel 等の電子データでご提出ください。
- イ 申請書類の様式は HP からダウンロードし、必ず最新のものを使用してください。
- ウ 「その他提出様式」の添付書類一覧に基づき提出するファイルの名称は「添付書類一覧」の名称に合わせてください。
- エ 本市では 1 通あたり 7MB のデータしか受信できないため複数回に分けてお送りいただくか大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールでご連絡ください。
頂いたアドレス宛にアップロード用の URL をご案内します。
- オ 不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

(2) 提出先について

- 宛 先：こども青少年局こども施設整備課 民間保育所等老朽改築事業担当 まで
- Eメール：kd-roukyu@city.yokohama.lg.jp
- 電 話：0 4 5—6 7 1—4 1 4 6
- 住 所：横浜市中区本町 6—50—10 市庁舎 13 階
(最寄駅)・みなとみらい線「馬車道駅」1C 出入口直結
・JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩 3 分

4 選考

(1) 選考方法について

採択する法人は、以下の内容を総合的に審査し、横浜市児童福祉審議会保育部会及び横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会において意見を聴取した後に決定します。

書類審査	<ul style="list-style-type: none">・既存施設の老朽状況・運営状況・新規施設の計画内容・資金計画等
------	--

(2) 選考結果の通知について

選考結果は、令和7年4月上旬頃に、申請者あてに書面で通知します。

申請施設について、市が現地調査を行うことがあります。

5 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

担当窓口：横浜市こども青少年局こども施設整備課

電 話：045-671-4146

Eメール：kd-roukyu@city.yokohama.lg.jp

担 当 者：西田、野田頭

(2) 参考

ア 保育所整備の手引き、認定こども園整備の手引き

イ 民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱、契約の手引き、施設整備監査の手引き

ウ 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン

エ 神奈川県土砂災害ポータル

オ 横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」ほか

建設費等補助金の工事に係る補助対象外リスト（法人送付用）

工事種別	具体例
新築工事（造成）	(1)擁壁に係る工事（解体、新設、補修、補強等） (2)人工地盤工事
新築工事（整地）	(1)仮設園舎等を設置するにあたり行う除草・枝払い等 (2)荒整地
新築工事（植栽）	(1)伐採、伐根含む植栽工事 (2)植栽の移設
新築工事（外構）	外構工事は国費の対象ではないため補助対象外です。 (1)散水栓・街灯（園庭に付随する設備のため）
解体工事	(1)残置物（什器等）の処分 (2)家屋調査
仮設園舎工事	(1)設計費、構造計算費 ※施工図・完成図作成は施工業者が行うため現場管理費に含める (2)仮設撤去後に残置されるもの
備品費に該当する項目	(1)消火器（床に置くだけのもの、工事を伴う壁埋め込み型は対象） (2)厨房設備（冷蔵庫、食洗器等、電化製品等搬入して設置するだけの設備。レンジフード等工事が発生する場合には対象）

R6.4 時点

※その他疑義がある内容については担当へご相談ください。

参考1 整備スケジュール(例:仮設園舎整備がある場合)

※実施設計審査は確認済証交付後に審査を開始します。本園舎の審査が1年目の10月までに完了するようにスケジュールを作成して下さい。また、仮設園舎を設けない場合は、各スケジュールを前倒して整備を進めてください。

年月	法人及び認可変更関係等の動き	建設関係の動き		市の審査関係	補助金関係の動き	その他
		仮設	本設			
R6.12	地元説明①(申請前) 申込受付					
R7.1						
2						
3				採択		
R7.4	補助事業者決定	基本設計			補助内示予定(国)	
5		実施設計				福祉医療機構・市社協等への事前相談
6	地元説明②(基本設計案)		実施設計			
7						
8		確認済証交付		仮設実施設計審査		仮設の実実施設計審査は概ね1か月です。
9	理事会①(仮設事業者選定)		確認済証交付	実施設計審査確定 本設実施設計審査		(独)福祉資料機構借入申込 本設の実実施設計審査は概ね2か月です。
10	地元説明③(仮設工事) 理事会②(入札公告内容)	入札参加者決定 業者入札		入札参加者審査 業者決定報告 実施設計審査確定		保育園児募集(10月広報よこはま)
11	理事会③(入札参加決定)	着工	入札公告 入札参加締切 入札参加者決定	入札参加者審査 業者決定報告		
12	地元説明④(本設工事)		業者入札			
R8.1			着工		R7年度分補助金 交付申請書提出	
2					補助金交付決定(市)	
3		検査済証交付 竣工・引越し		仮設完了検査	R7年度分補助金 実績報告書提出 補助金確定(市)	
R8.4					補助内示予定(国) 補助金請求書提出 補助金交付(市)	
5						
6					R8年度分補助金 交付申請書提出	
7					補助金交付決定(市)	
8						
9						
10						保育園児募集(10月広報よこはま)
11			備品購入等			
12		仮設解体	検査済証交付 竣工・引越し	工事完了検査		
1						
2		解体完了			R8年度分補助金 実績報告書提出	
3					補助金確定(市)	
R9.4	新園舎での運営開始 (新定員受入)				補助金請求書提出 補助金交付(市)	

参考2 補助制度

※ 保育所等整備事業に関する予算が横浜市会において可決された場合に改正するものです。

(1) 補助対象経費

対 象 経 費		内 容
建 築 費	本 体 工 事 費	施設・事業所整備に必要な工事請負費（杭工事、昇降機設備工事等を含む） 【整備手法】 ・建 替 え：施設をすべて解体し、新たに施設を整備すること <工事区分：改築、増改築> ※ 改築は同程度の規模のものに限る。 ・大規模改修：現施設の躯体（基礎や耐震壁、柱、屋根などの構造耐力上主要な部分）のみを残し、それ以外の老朽化部分を改修すること。あわせて増築も可能。 <工事区分：大規模修繕、増改築>
	解体撤去工事費	建物の解体に必要な工事請負費
	仮設園舎工事費	施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用 【対象】 ・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費 ・仮設園舎設置に係る借地料、賃借料 【対象外】 ・調理室等、直接保育に関係しない施設のみで構成される場合 ・借地料の減免を受けた市有地等を仮設用地とする場合の借地料 ・貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む）、寄付者等特別の関係のある者である場合の借地料、賃借料
	環 境 配 慮 設 備 工 事 費	太陽光発電設備設置に必要な工事請負費 【kW数の上限】 ・太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。 (対象システム) ・JET 認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること ・未使用品であること ・発電された電力は原則、施設内で消費すること（ただし、全量買取方式は補助対象外） ・過剰な太陽光発電設備等の設置はしないこと
	工 事 事 務 費	工事施工に直接必要な監理費
	備 品 費 等	施設・事業所の開設にあたって必要な備品（1品あたり5千円以上のものに限る）

(2) 補助対象外経費(以下の表は例示です。)

項目	補助対象外経費
水道利用加入金	横浜市水道条例第 34 条の 2 に定める水道利用加入金
設計費等	施設整備に必要な基本設計、実施設計、地質調査、測量等
土地等	土地の買収、造成及び整地に要する費用、既存建物の買収
植栽工事	樹木、園庭の芝等
開発工事	都市計画法第 29 条で定める開発許可を伴う開発工事に関する費用
その他	施設整備として適当と認められない費用（外構工事等） 定員増を伴わない増築工事、大型遊具等購入費

(3) 補助金単価（令和6年度）

ア 建築費(本体工事、解体工事、仮設園舎工事)（円）

本体工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,750,000
定員21～30名	148,500,000
定員31～40名	172,650,000
定員41～70名	196,950,000
定員71～100名	255,750,000
定員101～130名	307,650,000
定員131～160名	356,250,000
定員161～190名	404,550,000
定員191～220名	449,700,000
定員221～250名	498,150,000
定員251名以上	553,650,000

解体撤去工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	2,836,500
定員21～30名	3,214,500
定員31～40名	4,287,000
定員41～70名	5,397,000
定員71～100名	7,611,000
定員101～130名	9,135,000
定員131～160名	11,418,000
定員161～190名	13,704,000
定員191～220名	15,987,000
定員221～250名	18,274,500
定員251名以上	20,557,500

仮設園舎工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	5,052,000
定員21～30名	6,165,000
定員31～40名	7,471,500
定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	15,573,000
定員101～130名	18,688,500
定員131～160名	23,359,500
定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	29,800,500
定員221～250名	34,057,500
定員251名以上	38,314,500

本体工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,600,000
定員21～30名	148,400,000
定員31～40名	172,600,000
定員41～70名	196,800,000
定員71～100名	255,600,000
定員101～130名	307,400,000
定員131～160名	355,800,000
定員161～190名	404,400,000
定員191～220名	449,600,000
定員221～250名	498,200,000
定員251名以上	553,200,000

解体撤去工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	2,834,000
定員21～30名	3,216,000
定員31～40名	4,286,000
定員41～70名	5,396,000
定員71～100名	7,608,000
定員101～130名	9,134,000
定員131～160名	11,420,000
定員161～190名	13,704,000
定員191～220名	15,986,000
定員221～250名	18,272,000
定員251名以上	20,556,000

仮設園舎工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	5,050,000
定員21～30名	6,164,000
定員31～40名	7,470,000
定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	15,572,000
定員101～130名	18,686,000
定員131～160名	23,364,000
定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	29,798,000
定員221～250名	34,056,000
定員251名以上	38,312,000

- ※1 単価は現時点のものであり、今後の国単価の動向等より、変更となる(増減する)場合があります。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た割合を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とします。
 工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定します。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 解体撤去工事及び仮設園舎工事については、整備前の定員(幼稚園型認定こども園は利用定員)で算定します。
- ※4 幼保連携型認定こども園の本体工事については、児童福祉施設として保育を実施する子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の2・3号認定こどもの定員規模を上記の保育所部分の表に当てはめて算出し、学校としての教育を行う子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の1号認定子どもの定員規模を上記の幼稚園部分の表に当てはめて算出します。この場合、※2の「総定員」は1号子ども・2・3号子どもをそれぞれ別枠として算定します。

イ 環境配慮設備工事、備品費等

項目	基準事業費
環境配慮設備工事 (太陽光発電設備)	18,060,000 円
備品費	
整備後の施設定員に 対する加算額	32,000 円 × 整備にあたって増加する保育を受ける子どもの定員数
	16,000 円 × 整備前の保育・教育を受ける子どもの定員数

ウ 各種加算

項目		基準事業費
加算 ①	地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して整備をする場合	4,560,000 円
	土地を賃借して整備する場合	28,500,000 円
加算 ②	障害児定員を設定し、障害児を受入れる場合	2,900,000 円
	一時保育事業のために必要とする保育室を設ける場合	7,000,000 円
	地域における子育て支援のための保育室等を設ける場合	13,850,000 円
	保育部分に係る定員の2割を超える乳児定員を設定するために必要な保育室を設ける場合	6,450,000 円

※ 上記加算に該当する場合は、該当する基準事業費を建築費の単価に上乘せすることができる。
ただし、加算①と加算②の併用は不可。

○ 補助率

3/4

※1 各補助対象経費の実支出額と上記ア及びイの補助金単価を比較して低い金額に各種加算^{※2}を加えた金額を補助基準額とし、当該補助基準額に補助率を掛けた金額を実際に交付する補助金額とする。

※2 『加算① 土地を賃借して整備する場合』のみ、賃借料の実支出額と比較して低い金額を加算する。

○ その他留意事項

工事事務費の補助上限は本体工事費及び環境配慮設備工事費の補助基準額に対し 2.6%を掛けた金額とする。

横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱

制 定 平成 13 年 9 月 14 日 福保推第 379 号 (助役決裁)

最近改正 令和 6 年 11 月 13 日 ここ施第 787 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の施設・事業所及び設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において横浜市民間保育所等建設費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等整備を振興し、もって児童の福祉の向上を図ること及び子どもが健やかに育成される環境を確保することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 乳 児

0 歳児及び 1 歳児をいう。

(2) 幼 児

2 歳児から 5 歳児までをいう。

(3) 新 設

新たに施設・事業所を建設することをいう。

(4) 改 築

既存施設の現在定員の増員を行なわないで改築整備（一部改築を含む。）することをいう。

(5) 増 築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることをいう。

(6) 増改築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。

(7) 大規模修繕

既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備することをいう。

(8) 施設改善

既存施設について、乳児の認可定員を増員するために乳児室又はほふく室以外の部分を乳児室又はほふく室に改修することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱における補助の対象者は、社会福祉法人、学校法人（認定こども園及び小規模保育事業の施設・事業所整備を行う場合に限り。以下「学校法人」という。）、社会福祉法人設立と保育所等設置を同時に行うための準備をしている団体で市長が認めたもの（以下「準備団体」という。）

並びに公益社団法人及び公益財団法人とする。

(補助対象者の責務)

第4条 補助金を交付の目的に従って、公正かつ効率的に使用するよう努めるとともに、施設の管理者として、次の各号に定める項目を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とすること。
- (2) 当該事業による改修以降、施設の改修等に備えた積み立てを実施すること。

(補助対象事業)

第5条 この要綱において補助の対象となる事業は、前条に定める補助対象者が児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項に基づき設置する幼保連携型認定こども園に係る次に掲げるもの及び児童福祉法第34条の15第2項に基づき行う小規模保育事業所の新設に係るものとする。

- (1) 新設
- (2) 改築 (老朽による改築に限る。)
- (3) 増築 (増改築を含む。)
- (4) 大規模修繕
- (5) 保育所における施設改善 (児童福祉法に基づく国庫補助金その他日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金を受けずに乳児の認可定員を増やす場合に限る。)
- (6) 次に掲げる備品購入費
 - (ア) 再開発事業等(本市所有施設の貸付)に係るもの
 - (イ) 学校余裕教室活用事業に係るもの

(補助対象経費)

第6条 この要綱において、補助の対象となる経費は前条に掲げる事業の実施に必要な別表1に定めるものとし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は造成及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することよりも効果的であると市長が認めた場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 植栽に要する費用
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) 横浜市民間保育所等用地等貸付要綱(平成9年12月4日福保推第239号)に基づいて貸付を受けた市有地等において整備をする場合の設計費及び仮設園舎借地料
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に定める開発許可を伴う開発工事に要する費用
- (7) 国庫補助の事前協議において、適当と認められない費用
- (8) その他整備として適当と認められない費用

(補助の必要条件)

第7条 補助の対象となる保育所等は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 整備を行う保育所等の設備及び運営は、それぞれ次に掲げる基準条例に適合するものであること。

(ア) 保育所

横浜市児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)

(イ) 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成

26年9月横浜市条例第46号)

(ウ) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）

(2) 敷地が確保されているものであること。

(3) 建設に要する費用について、資金計画が確実なものであると市長が認めるもの。

(4) その他関係法令に適合するものであること。

(事業計画書等の提出)

第8条 補助金の交付を受けて保育所等を整備しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

(補助の内示)

第9条 市長は、事業計画書等を受理したときは、横浜市児童福祉審議会、横浜市子ども・子育て会議で審査の上、補助の適否を決定し、横浜市民間保育所等老朽改築事業申請書の選定結果について（採択通知）（第14号様式）、横浜市民間保育所等老朽改築事業申請書の選定結果について（不採択通知）（第15号様式）又は別に定める様式により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に係る本市の実施設計審査完了後、速やかに、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。

4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定)

第11条 第6条に規定する補助対象経費の実支出額と、別表2の1から3に掲げる基準事業費とを比較し低い方の金額に別表2の4もしくは5に掲げる加算額を加えた額を補助基準額とし、補助基準額に補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

2 施設・事業所及び設備の整備に要する費用の基準事業費及び補助率は、別表2、別表3に定めるものとする。

(本市以外の補助金の取扱)

第12条 本市の当該補助金と他の補助金（日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金をいう。）を併せて受ける場合は、前条に基づき算定した補助金の交付額から他の補助金の交付額を差し引いた額を、本市の当該補助金の交付額とするものとする。

(端数処理)

第13条 前2条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の決定)

第14条 市長は補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定の上、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付決定通知書（第2号様式）又は横浜市民間保育所等建設費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第 15 条 補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の市長の承認を受けようとする者は、市長に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等申請書（第 12 号様式）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 市長は、第 1 項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等決定通知書（第 13 号様式）を交付する。

（申請の取下げ）

第 16 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

（実績報告）

第 17 条 補助金交付決定を受けた者は、工事しゅん工後、速やかに実地検査を受けるとともに、横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書（第 4 号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第 27 条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号及び第 5 号に規定する書類とする。

4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

第 18 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等建設費等補助金額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第 19 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合

（2）補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する場合

（3）補助事業等が予定の年度内に終了せず、補助事業等を次年度に繰越した場合

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払とする。

3 第 1 項第 2 号による前金払を受ける場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と請負者との間で、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約を締結しなければならない。

4 第 1 項第 2 号により前金払することができる額は、補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する額以下とし、第 14 条で決定した交付額の 4 割を上限とする。なお、算出した前金払の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付の請求）

第 20 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

2 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 7 号様式）により

行わなければならない。

3 前条第1項第2号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第8号様式）により行わなければならない。

4 前金払の請求による後の精算払時の補助金の交付の請求は、請求書（第9号様式）により行わなければならない。

（届出及び調査）

第21条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）工事に着手したとき。
- （2）工事を完了したとき。

2 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第22条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市民間保育所等建設費等補助金額再確定通知書（第11号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第23条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）施設・事業所において、布教又は宗教行事などの活動を行ったとき。
- （4）施設・事業所において、政治的活動を行ったとき。
- （5）暴力団経営支配法人等であるとき。
- （6）財産処分において、返納条件を付して承認を受けた場合で条件に従わなかったとき。
- （7）当該事業による改修以降10年以内に当該補助対象施設を廃止したとき。（保育事業を譲渡する場合を除く。）
- （8）その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第24条 市長は、必要に応じ申請者又は第14条の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徴収）

第25条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第24条第2号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第26条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価30万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおりする。

(情報公開及び補助事業者等の所有する関係書類の保存期間)

第27条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は平成13年9月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成15年5月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成17年5月6日から施行し、平成17年5月6日から適用する。

附 則

この要綱は平成18年6月9日から施行し、平成18年6月9日から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月16日から施行し、平成19年4月16日から適用する。

附 則

この要綱は平成20年3月28日から施行し、平成20年3月28日から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年3月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。ただし、別表2のうち、1 基準事業費（1）建築費の改築・増築・増改築の基準面積に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年6月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行の日前に、本市から補助の内示を受けたものは、改正後の要綱第8条の規定による補助の内示を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、別表 5、第 1 号様式及び第 3 号様式に係る改正規定は平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 13 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。また、令和 4 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 5 年 10 月 1 日改正、別表 1、2 及び 3）を適用する。また、令和 5 年度及び令和 6 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 5 年 10 月 1 日改正、別表 1 及び 2）を適用する。

別表1(第6条)

対 象 経 費	内 容
建 築 費	<p>施設・事業所整備に必要な工事請負費(杭工事、昇降機設備工事等を含む)</p> <p>【整備手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 :新たに保育所等を整備すること。(幼稚園から認定こども園への移行に係る保育所部分の建替え等を含む) <工事区分:新設> ・建替え :施設をすべて解体、または一部解体等を行い、新たに施設を整備すること。(幼稚園から認定こども園への移行に係る幼稚園部分の建替え等を含む) <工事区分:改築、増改築> ※ 改築は同程度の規模のものに限る。 ・大規模改修:現施設の躯体(基礎や耐震壁、柱、屋根などの構造耐力上主要な部分)のみを残し、それ以外の老朽化部分を改修すること。あわせて増築も可能。 <工事区分:大規模修繕、増改築>
	<p>解体撤去工事費</p> <p>建物の解体に必要な工事請負費</p>
	<p>仮設園舎工事費</p> <p>施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費 ・仮設園舎設置に係る借地料、賃借料 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室等、直接保育に関係しない施設のみで構成される場合 ・借地料の減免を受けた市有地等を仮設用地とする場合の借地料 ・貸主が法人の役員(法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄付者等特別の関係のある者である場合の借地料、賃借料
	<p>環境配慮費</p> <p>太陽光発電設備設置に必要な工事請負費</p> <p>【kW数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。 <p>(対象システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。 ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。 ・未使用品であること。 ・発電された電力は原則、施設内で消費すること(ただし、全量買取方式は補助対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・過剰な太陽光発電設備等の設置はしないこと
工 事 事 務 費	工事施工に直接必要な監理費
備 品 費 等	施設・事業所の開設にあたって必要な備品(1品あたり5千円以上のものに限る)、大型遊具等購入費(新設の場合に限る)

※上記において、国庫補助の対象とならないものは除きます。

5 保育に係る加算

工事種別	基準事業費
新設 増築 増改築 改築 大規模改修	次の場合に、別表3の4に掲げる額を建築費に上乘せすることができる。(ただし、「4 工事に係る加算」との併用は不可) ① 障害児定員を設定し、障害児を受入れる場合(障害児) ② 一時保育事業のために必要とする専用の保育室を壁芯面積で30㎡以上設ける場合(一時保育) ③ 地域における子育て支援のための専用の保育室等を壁芯面積で40㎡以上設ける場合(子育て支援) ④ 保育部分に係る定員の2割を超える乳児定員を設定するために必要な保育室を設ける場合(乳児保育)

6 補助率

3/4

※ 補助対象経費の実支出額と上記1～3の基準事業費(上限額)を比較して低い金額に、上記4又は5の加算額を加えた額を補助基準額とする。

当該補助基準額に補助率を掛けた金額を実際に交付する補助金額とする。

別表3(第11条第2項)
 保育所、認定こども園、小規模保育事業整備の基準事業費

単価年度	令和6年度
------	-------

1 建築費(本体工事、解体工事、仮設園舎工事)

(円)	
本体工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,750,000
定員21～30名	148,500,000
定員31～40名	172,650,000
定員41～70名	196,950,000
定員71～100名	255,750,000
定員101～130名	307,650,000
定員131～160名	356,250,000
定員161～190名	404,550,000
定員191～220名	449,700,000
定員221～250名	498,150,000
定員251名以上	553,650,000

(円)	
解体撤去工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	2,836,500
定員21～30名	3,214,500
定員31～40名	4,287,000
定員41～70名	5,397,000
定員71～100名	7,611,000
定員101～130名	9,135,000
定員131～160名	11,418,000
定員161～190名	13,704,000
定員191～220名	15,987,000
定員221～250名	18,274,500
定員251名以上	20,557,500

(円)	
仮設園舎工事(保育所部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	5,052,000
定員21～30名	6,165,000
定員31～40名	7,471,500
定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	15,573,000
定員101～130名	18,688,500
定員131～160名	23,359,500
定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	29,800,500
定員221～250名	34,057,500
定員251名以上	38,314,500

(円)	
本体工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,600,000
定員21～30名	148,400,000
定員31～40名	172,600,000
定員41～70名	196,800,000
定員71～100名	255,600,000
定員101～130名	307,400,000
定員131～160名	355,800,000
定員161～190名	404,400,000
定員191～220名	449,600,000
定員221～250名	498,200,000
定員251名以上	553,200,000

(円)	
解体撤去工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	2,834,000
定員21～30名	3,216,000
定員31～40名	4,286,000
定員41～70名	5,396,000
定員71～100名	7,608,000
定員101～130名	9,134,000
定員131～160名	11,420,000
定員161～190名	13,704,000
定員191～220名	15,986,000
定員221～250名	18,272,000
定員251名以上	20,556,000

(円)	
仮設園舎工事(幼稚園部分)	
定員区分	市要綱単価
定員20名以下	5,050,000
定員21～30名	6,164,000
定員31～40名	7,470,000
定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	15,572,000
定員101～130名	18,686,000
定員131～160名	23,364,000
定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	29,798,000
定員221～250名	34,056,000
定員251名以上	38,312,000

- ※1 単価は現時点のものであり、今後の国単価の動向等より、変更となる(増減する)場合があります。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た割合を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とします。
- 工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定します。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 解体工事及び仮設園舎工事については、整備前の定員(施設型給付幼稚園及び幼稚園型認定こども園は利用定員、私学助成幼稚園は実員)で算定します。
- ※4 幼保連携型認定こども園の本体工事については、児童福祉施設として保育を実施する子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の2・3号認定こどもの定員規模を上記の保育所部分の表に当てはめて算出し、学校としての教育を行う子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の1号認定子どもの定員規模を上記の幼稚園部分の表に当てはめて算出します。この場合、※2の「総定員」は1号子ども・2・3号子どもをそれぞれ別枠として算定します。

2 環境配慮設備工事
(円)

太陽光
市要綱単価
18,060,000

3 工事に係る加算
(円) (円)

地域の余裕スペース活用	土地賃借料加算
市要綱単価	市要綱単価
4,560,000	28,500,000

4 保育に係る加算
(円) (円) (円) (円)

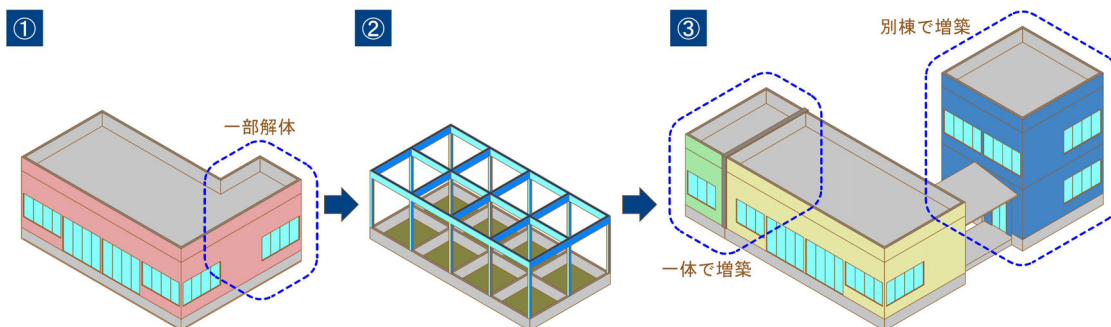
障害児	一時保育	子育て支援	乳児保育
単価	単価	単価	単価
2,900,000	7,000,000	13,850,000	6,450,000

大規模改修に関するQ & A

Q1 老朽改築事業における「大規模改修」とはどのようなものか。

A1 本事業における「大規模改修」とは、既存建物の「躯体※」に影響が及ばず内部改修に留まる整備です。

※ 躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のことを言います。



- ① 大規模改修が可能かどうか判別するために、老朽度調査を『一級建築士』に依頼してください。老朽度調査には「非木造社会福祉施設老朽度調査表」を用います（老朽改築事業の募集要項参照）。「調査表の構造区分の現存率が0.8以上」＝「躯体が健全」であり、大規模改修に申請可能です。0.8を下回った場合でも申請可能ですが、その場合、必ず躯体改修を自費で行ってください。必要に応じて、既存施設の一部を解体することも可能です。
また、法適合を確認するために、現園舎の検査済証が必要です。
- ② 原則、内外装や設備機器を残さずに、躯体以外をすべて解体します。躯体の不具合は自費で修繕してください。
- ③ 増築をする場合には、定員増を伴う場合に限り増築部分を補助対象とできます。
また、大規模改修の部分と増築の部分とをそれぞれ明確に分けてください。

Q2 どれぐらいの費用がかかるのか。

A2 一般的に、「大規模改修」による整備は「建替え」による整備と比較し、整備費用が2/3程度で済むと言われています。躯体を作り直す必要がなく、その分の費用が削減できるためです。

一方で、補助額は整備手法に関わらず定員で決まります。建替えによる整備と大規模改修による整備の補助額は同額であるため、整備費用が少ないほど自己負担が減る可能性があります。

【参考】補助額の例（詳細は募集要項をご確認ください）（百万）

	補助額	建替え	大規模改修
建物本体整備※1	125	275	183
解体※2	3	5	5
仮設園舎設置費※2	10	26	26
事務費	4	16	16
その他	1	3	3
小計	143	325	233
自己負担		182	90

<条件>

定員 整備前 60人 整備後 65人

※1 大規模改修費は建替え費の2/3と仮定。

※2 仮設園舎設置費、解体費については、計画によっては大幅増の可能性がります。

裏面あり

Q3 年に何件採択されているのか。

A3 募集要項に記載の通り、採択予定件数は予算の範囲内で決定します。

Q4 保育面積は現行基準となるのか。

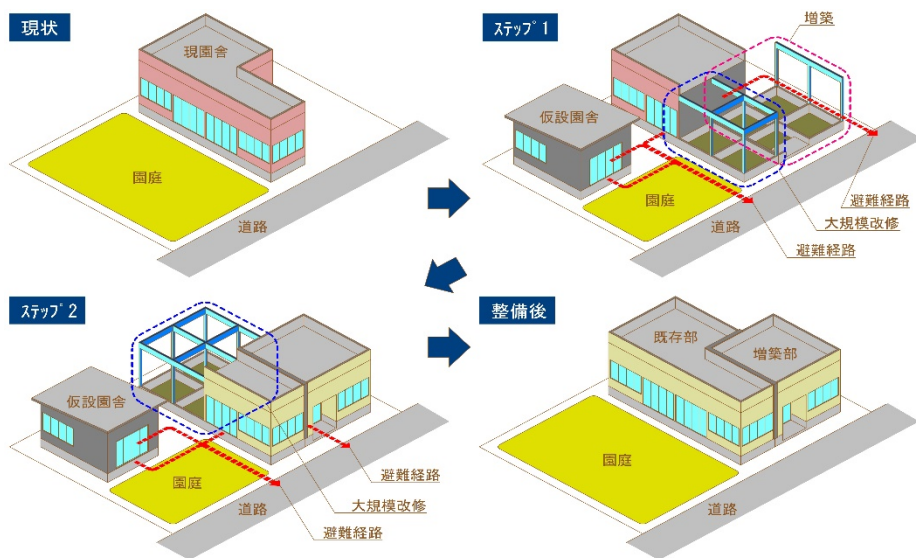
A4 施設種別及び整備内容により基準が異なりますので、担当にご確認ください。

Q5 園を運営しながらでは難しいのでは。

A5 大規模改修であっても仮設園舎の補助を利用することは可能です。ただし、補助額に上限があり、大規模な仮設の場合は自己負担が増しますのでご注意ください。

園の面積に比較的余裕がある場合、園庭等に最小限の仮設園舎を設け、保育室等の必要諸室を移動しながら整備する方法もあります（下図参照）。園を運営しながら工事をする場合の注意が必要なポイントを以下に挙げますので慎重にご検討ください（建替えの場合も注意のポイントは共通です）。

- ・ 工事に伴い保育環境が悪化することへの保護者理解が必要なこと。
- ・ 既存園舎にはアスベストが使用されている可能性があり、その対応が必要なこと。
- ・ 一時的に園庭面積が不足する可能性があること。
- ・ 工程ごとに認可基準、建築基準法、消防法等の関係法令に適合させること。



Q6 大規模改修が可能か相談したい。

A6 整備の相談に関してはいつでもお受けできます。老朽担当にご連絡ください。

- ・ 担当窓口 横浜市こども青少年局 こども施設整備課 老朽改築担当
- ・ 電話番号 045-671-4146
- ・ メールアドレス kd-roukyu@city.yokohama.jp

木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 _____

(法人名) 施設名		建物の名称																																																																																
老朽度				調査員				氏名																																																																										
A点×B点×C点 (係数) = _____ 点				職名				氏名																																																																										
区分	a	点	b	点	c	点	d	点	点	点																																																																								
A 構造 耐 力	①基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0																																																																									
	②土台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0																																																																									
	③柱	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2 cm (又は13.6 cm) 角以上 (角以上2本)	20	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0																																																																								
		平屋の場合の柱	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)		12.1 cm (又は10.6 cm) 角以上 (角以上2本)		10.6 cm角未満		10.6 cm角未満																																																																									
	④根継	ア 大部分 (半数以上) 柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分 (半数以上) の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。						本のうち 本 (乗率0.8)	本のうち 本 (乗率0.9)	本のうち 本 (乗率1.0)																																																																								
	※評点	上記①～③の計 () 点 × $\begin{pmatrix} 0.8 \\ 0.9 \\ 1.0 \end{pmatrix}$ +50点 = () 点																																																																																
B 保 存 度																																																																																		
区分	a	点	b	点	c	点	d	点	点	点																																																																								
①経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0																																																																										
②基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0																																																																										
腐 朽 度	③外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																																																																									
	④外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																																																																									
	⑤梁(はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0																																																																									
傾 斜 度	⑥柱	ア 梁行 (はりゆき)		20	1 cm以上2 cm未満	15	2 cm以上3 cm未満	10	3 cm以上	0																																																																								
		イ 桁行 (けたゆき)		20	180 cm	15	180 cm	10	180 cm	0																																																																								
	⑦横 架 材	ウ 梁行 (はりゆき)		15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	5	3 cm以上	0																																																																								
		エ 桁行 (けたゆき)		15	180 cm	10	180 cm	5	180 cm	0																																																																								
※評点	上記の計 () 点																																																																																	
C 外 力 条 件																																																																																		
a 海岸からの距離	b 積雪			c 地盤																																																																														
① 海岸から8kmをこえる	① 毎年少ない (0~20 cm未満)			① 普通																																																																														
② 海岸から4kmをこえる8km以内	② 毎年かなりつもる (20~100 cm未満)			② やや軟弱																																																																														
③ 海岸から4km以内	③ 毎年ひどくつもる (100 cm以上)			③ 軟弱																																																																														
※評点 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) より																																																																																		
(附表)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>係数</th> <th>1.00</th> <th>0.98</th> <th>0.96</th> <th>0.94</th> <th>0.92</th> <th>0.90</th> <th>0.88</th> <th>0.86</th> <th>0.84</th> <th>0.82</th> <th>0.80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外力条件</td> <td>①①①</td> <td>②①①</td> <td>①①②</td> <td>②①②</td> <td>①①③</td> <td>②①③</td> <td>①②③</td> <td>②②③</td> <td>①③③</td> <td>②③③</td> <td>③③③</td> </tr> <tr> <td>分類番号</td> <td></td> <td></td> <td>①②①</td> <td>②②①</td> <td>①②②</td> <td>②②②</td> <td>①③②</td> <td>②③②</td> <td>③②③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③①①</td> <td></td> <td>①③①</td> <td>②③①</td> <td>③①③</td> <td></td> <td>③③②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③①②</td> <td></td> <td>③②②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③②①</td> <td></td> <td>③③①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	外力条件	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③	分類番号			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③						③①①		①③①	②③①	③①③		③③②								③①②		③②②										③②①		③③①				
係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80																																																																							
外力条件	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③																																																																							
分類番号			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③																																																																									
			③①①		①③①	②③①	③①③		③③②																																																																									
					③①②		③②②																																																																											
					③②①		③③①																																																																											

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名

(法人名) /施設名	老朽度				建物名称		氏名												
	現存率 ①×100	構成 %	評価点	種別	調査員		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R = P×N/0.4	現存指数 K×R	現存率 Σ(K×R)/Σ(R)									
					各部現存率	職名					K	率							
構造	140	10	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造 ・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板 ・タイル(小口) ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付 ・モルタル ・プラスチック ・ボード ・プラスチック ・木製	N	P	K	R	Σ(K×R)	Σ(R)										
										屋根	1.5								
										外壁	1.0								
										内壁	0.7								
										天井	0.9								
										床	1.2								
										外部建具	1.7								
										内部建具	1.0								
										小計	20	20	1.1						
										電灯設備等	20	20	1.0						
設備	15	20	電線類その他 給排水その他 暖房 ・空気調和 ・温風(ボイラー方式) ・温風(熱風炉式) ・その他	N	P	K	R	Σ(K×R)	Σ(R)										
										電線類その他	1.0								
										給排水その他	0.8								
										暖房	0.4								
小計	15	40	1.9																
外部条件	25	25	1.0																
合計	10	10	1.0																
小計	10	10	1.0																
電灯設備等	20	20	1.0																
電線類その他	15	15	0.8																
給排水その他	20	20	0.4																
暖房	40	40	1.0																
小計	10	10	1.0																
外部条件	25	25	1.0																
合計	10	10	1.0																

各部現存率 (K)

(構造) 内容		1.0, 0.9
1	損耗なし、又は、損耗の程度僅小	0.9, 0.8, 0.7
2	中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力に影響が殆んどないもの	0.7, 0.6, 0.5
3	損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.5, 0.4, 0.3
4	不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.3, 0.2, 0.1
5	構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	
(仕上、設備) 内容		
1	損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0, 0.9
2	汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7
3	損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
4	相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5, 0.4, 0.3
5	損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3, 0.2, 0.1

外力条件 (N)

a	海岸からの距離	b	積	雪	c	地	盤				
①	海岸からの距離が8 kmをこえる	①	毎年少ない (0~20 cm未満)	①	普通						
②	海岸から4 kmをこえる8 km以内	②	毎年かなりつもる (20~100 cm未満)	②	やや軟弱						
③	海岸から4 km以内	③	毎年ひどくつもる (100 cm以上)	③	軟弱						
※率 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (付表) により											
(附表)											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③
			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③		
		③①①			①③①	②③①	③①③		③③②		
					③①②	③②②	③②②				
					③②①	③③①	③③①				

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。

2 各区ごとの種類欄 (N) は、該当するか所を○で囲むこと。

3 各部現存率欄 (K) は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること (老朽度が大きいものほど係数は小さい)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) 記入すること。

なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したものは地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いか。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	<input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上) ・縦格子形状の場合、間隔は11cm以下とする。
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	<input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）	・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	<input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストッパーを設置する ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	・こどもが挟まれないように柵の設置する 等
	<input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるよう下部にのぞき窓を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする

		等
飛散	<input type="checkbox"/> ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	・調理室のガラスはアクリル製としない ・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) ・こども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る ・シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	<input type="checkbox"/> エレベーターはこどもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する ・エレベーター前に侵入防止柵を設置する等
	<input type="checkbox"/> 建具・床の木部のささくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/> 壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	・仕上げを円滑にする ・角面をとる／コーナーガード設置する 等 ※R加工の場合、基本的に10R以上
	<input type="checkbox"/> 手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこどもが触ることにより怪我をしないか。	・カバーを取り付ける 等
	<input type="checkbox"/> 消火器等がむき出しで、こどもが触ることにより怪我をしないか。	・壁埋込や、上部から持上げて取り出すなどこどもが容易に触れないように設置する等
	<input type="checkbox"/> 画びょうの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。	・マグネット式の掲示板にする 等
	<input type="checkbox"/> ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分がこどもの手の届かない位置にあるか。	・首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
感電	<input type="checkbox"/> コンセントがこどもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこどもの手の届く範囲について配慮されているか	・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する ・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)
地震	<input type="checkbox"/> 転倒、動きそうな可動家具はないか。	・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等
	<input type="checkbox"/> 落下したらこどもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。	・棚の上に重いものを置かない ・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等
	<input type="checkbox"/> 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。	・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	・蛍光管落下防止カバー 等
	<input type="checkbox"/> 防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	・倉庫を設置する 等
転倒	<input type="checkbox"/> 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	・滑りづらい素材で仕上げる 等
不審者対策	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に対策がされているか。	・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする ・防犯カメラを設置する 等
	<input type="checkbox"/> 園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	・目隠しフェンスを設置する ・植樹をする 等
車両の誤突入	<input type="checkbox"/> 1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができているか。	・U字ガードレール設置する ・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等
感染症	<input type="checkbox"/> 便所の数は適切か。	・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする ・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としない
	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ※児童用と職員用を一体で整備した場合は

		<p>手洗いの兼用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・調理室内に、調理員専用の手洗いを設置する ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムーズか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品の必要がある
	<input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防災処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認 ・3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外 ③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防災性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防災処理が全面に施されていることとする。
	<input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します
	<input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと
その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可
	<input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等
	<input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

認可保育所の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1 (1)～(3)の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2 (1)～(5)の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)ア、1 (2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可 ^{※1※2}	
(2) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	簡易設備で可 ^{※3}	
(3) 点状ブロック	5 (1)イ、6 (1)オ、 7 (1)エ	屋内のみ設置不要	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することが可能です(2 (3)参照)。

※2 駐車場(車いす使用者用駐車施設)を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です(2 (2)参照)。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階^{※1}でこども青少年局こども施設整備課(事業所管課)にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課(許可窓口)との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 (1)ウ、1 (2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、1 (2)	設置数の緩和(1か所で可)
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	非設置で可(代替設備要)
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2 (1)ウ(ア)、6 (1)ア	非設置で可

横浜市幼保連携型認定こども園 建物・設備基準の一部緩和について

幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1 (1)～(3)の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2 (1)～(5)の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者へ提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路（保育室が1・2階のみの場合）	1 (1)ア、1 (2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可 ※1※2	
(2) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	簡易設備で可 ※3	
(3) 点状ブロック	5 (1)イ、6 (1)オ、7 (1)エ	屋内のみ設置不要	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することが可能です(2 (3)参照)。

※2 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です(2 (2)参照)。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階※1でこども青少年局こども施設整備課（事業所管課）にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課（許可窓口）との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修で保育所部分※2
(1) エレベーター（保育室が3階以上の場合）	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 (1)ウ、1 (2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、1 (2)	設置数の緩和（1か所で可）
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり（一段程度の場合）	2 (1)ウ(7)、6 (1)ア	非設置で可

※2 幼稚園・幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合

既存の幼稚園舎を利用して幼保連携型認定こども園に移行する場合、既存園舎部分に限り、上記以外にも建築物移動等円滑化基準への適合が難しい部分は、緩和を受けることができます。現在の園舎の状況によって緩和できる部分が異なりますので個別に協議をしてください。

なお、用途変更を行うにあたっての許可の考え方については建築局のホームページをご確認ください。

「保育所等に関する福祉のまちづくり条例第24条の許可について」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/kenki/jourei/barrierfree/kyoka/hoikusyo.html>

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい！
そんなあなたを応援します。

かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育士を
紹介してほしい



保育士の資格を
いかして働きたい

もう一度保育士として
働きたい

保育所の看護師や
栄養士を募集したい

インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



*2017年4月よりリニューアル

*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp

かながわ保育士・保育所支援センター
保育のしごと応援サイト!



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。

保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

求職対象職種

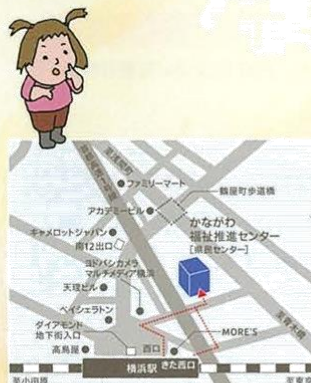
神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材センター内

かながわ保育士・ 保育所支援センター

開所時間 月▶土曜日 9:00▶17:15 (12:00▶13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

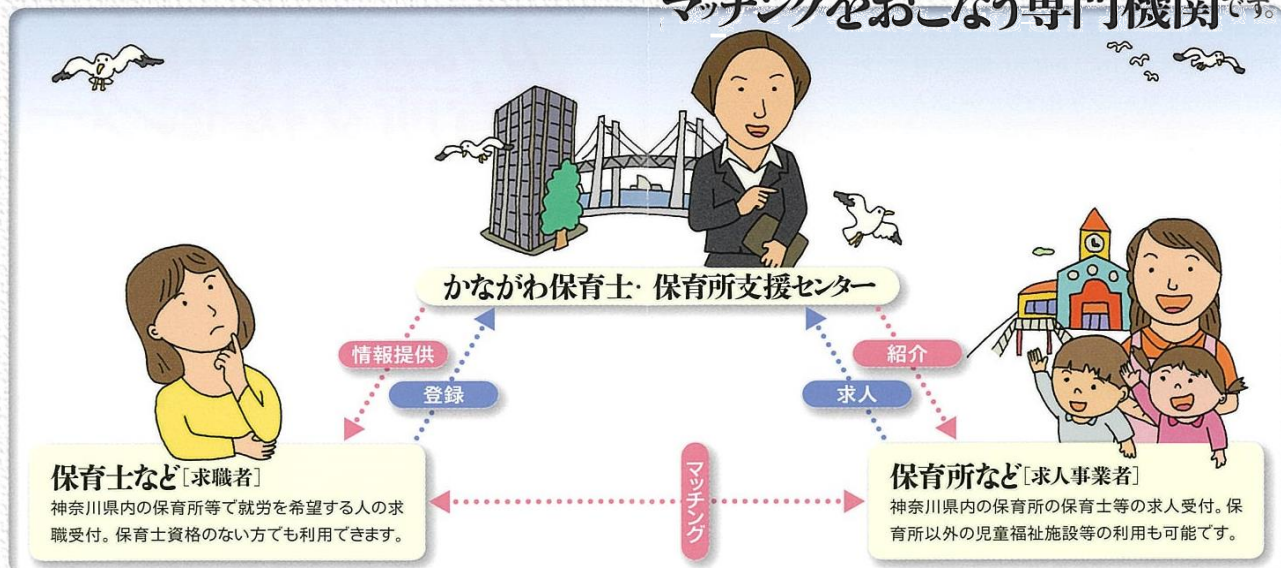
E-mail hoiku_jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

かながわ保育士・
保育所支援センターは、**保育の仕事をした人**と、

保育所等で働く人を求める求人側の間に入り、

マッチングをおこなう専門機関です。



❁ 就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



❁ 出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

❁ 職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

❁ 保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報(資格や制度、就職相談会の開催日程等)をメールなどでお知らせします。

❁ 就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

❁ 就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

- 【例】 保育園の一日の流れ、仕事の内容
保育をめぐる最近の状況
保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

❁ 就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。

かながわ
保育士・保育所
支援センター



すぐに就職したい方

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内



保育士資格をもっているが、
保育の仕事をしたことがない方または、
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

❁ 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

- 離職登録 www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp
求職登録 www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

令和6年度『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の御案内』

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和6年4月から令和7年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

※令和6年度も引き続き、利用対象は採用から10年目までの保育士です。

申請から10年間の利用を保証するものではありません。

令和6年度の補助対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

※当事業は単年度事業です。利用を希望する事業者は昨年度申請している場合でも、必ず令和6年度の利用申請が必要です。

【補助対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）
- ・ 事業所内保育所
- ・ 家庭的保育事業

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者（市内在勤に限る）

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末（令和6年度は平成27年度(2015年)以降雇用）までの者
- ・ 月120時間以上保育に従事している者

【ただし以下の場合を除く】

- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者
- ・ 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
- ・ 認可保育所の施設長
- ・ 認定こども園の園長
- ・ 家庭的保育事業の家庭的保育者
- ・ 横浜保育室の施設長
- ・ 小規模保育事業の施設長(※)

※ただし、管理者給付を受けるために届け出ている、いわゆる「給付上の管理者」を除く、小規模保育事業の施設長については、保育ローテーションに月120時間以上従事している場合は対象とする。

【補助内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借りに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の 3/4 <u>（1/4 は事業者が必ず負担をします。）</u>
補助金額	<u>宿舎 1 戸当たり月額 82,000 円の 3/4（61,000 円）を上限</u> （1,000 円未満は切り捨て）
補助期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借りに宿舎に入居※している期間。 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舎として借りにしている物件が補助対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舎を借りにだけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。

【令和 6 年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 令和 6 年 4 月から受付を開始します（通年）。
- ・ 各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載します。
- ・ 遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分だけが対象です。
- ・ 月単位での補助であり、1 日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

- ・ 申請者は法人単位となります。
- ・ 申請にあたり「要綱」「申請手引き」等案内を必ず御確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市こども青少年局「保育士宿舎借りに支援事業」専用サイトにて掲載しております。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策
>保育士確保の施策>法人向けの取り組み>保育士宿舎借りに支援事業
<URL・二次元バーコード>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/hoikushishukusha2022.html>

また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法を御確認のうえ、必ず御登録ください。



【申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 令和6年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書 ※保育士確認及び同意欄に補助対象保育士が署名したものを提出ください。
第3号様式 令和6年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、御了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和7年度以降の横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市こども青少年局 保育対策課
電話：045 - 671 - 4469
e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ (適正な工期の設定、週休2日の確保、施工時期の平準化に関するお願い)

令和6年4月1日から建設業において時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限が罰則付きで法律で規定されます。

横浜市では、建設業における担い手の確保・育成と労働環境の改善を図る取組として、公共工事における週休2日に関する取組や施工時期の平準化などを進めています。

事業者のみなさまにおかれましても、以下の3点について配慮いただき、ご協力できる範囲で工事の発注・施工の手続きを進めていただきますよう、お願いします。

1 適正な工期の設定

工事現場における適正な工期設定は重要です。週休2日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適正な工期設定を行っていただきますよう、お願いします。

<工期の設定イメージ>

準備期間	現場施工期間(天候等の影響とともに、 <u>週休2日を配慮</u>)	後片付け期間
------	-------------------------------------	--------

2 週休2日の確保

本市では、一部の工事を除く原則全ての工事を週休2日制の工事として発注しています。

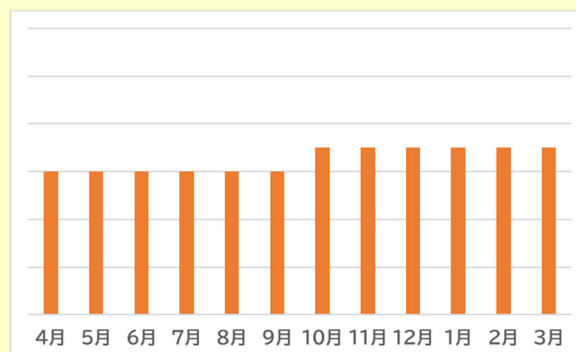
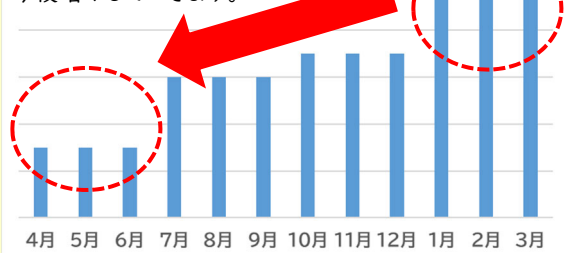
市補助金を活用する事業者のみなさまも、施工現場における週休2日の確保に努めていただきますよう、お願いします。

3 施工時期の平準化

本市では、竣工時期が年度末に集中しないよう、工事の前倒しや平準化を目的とした年度をまたぐ工事などを実施することで、年度当初の閑散期における工事件数を増加させ、更なる平準化を進めています。事業者のみなさまも本市が進める施工時期の平準化にご協力いただきますよう、お願いします。

<施工時期の平準化イメージ>

年度末に集中している工事件数を減らし、件数が比較的少ない年度当初の工事を今後増やしていきます。



横浜市財政局公共事業調整課
TEL:045-671-2025
Email:za-ykokyo@city.yokohama.jp